農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案要綱

第 題名 \mathcal{O} 改正

法 律 \mathcal{O} 題 名を 農村 地域へ 0) 産業 の導 入の 促進等に関する法律とすること。

(題名関係

第二 導入促進 の対象となる業種の拡大

農村地域への導入促進の対象となる業種の限定を廃止し、 対象となる産業の業種を拡大すること。

(旧第二条第二項等関係)

第三 基本計画及び実施計画 \mathcal{O} 記 載事 項 の見 直 L

都道 府 県が 策定する基本 計 画 及び 市 町 村 が 策定する実施 計 画 \mathcal{O} 記 載事項のうち、 導 入すべき産 業 の業種

産 業 \mathcal{O} 導 入 0 自標、 農業従 事 者 \mathcal{O} 就業の 目標、 農業 構造 \mathcal{O} 改善に関する目標等を義務的 記 載事 項とし、

施 設 の整 備、 労働 方の 需 給 \mathcal{O} 調整及び就業の円滑化並びに農業生産 屋の基盤 の整備及び開発等に関する事 項

を任 意的記載 事項とすること。

(第四条第二項及び第三項並びに第五条第二項及び第三項関係)

第四 都道府県が策定する実 施 計 画 \mathcal{O} 廃 止

都道府県が策定する実施計 i画を廃・ 止すること。

(旧第五条第一 項及び第二項関係

第五 主務大臣の見直し

この法律において主務大臣は、 農林水産大臣、 経済産業大臣及び厚生労働大臣とすること。

(第十五条関係)

第六 規定の整備

産業の業種を拡大することに伴う規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第五条まで関係)